

議案第150号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例

第1条中「の保育料及び入園料」を「(以下「幼稚園」という。)の使用料(以下「幼稚園使用料」という。)」に改める。

第4条を次のように改める。

(幼稚園使用料)

第4条 幼稚園使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園において教育を受ける場合 1月につき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に掲げる額
- (2) 幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業を利用する場合 1日につき400円

第6条を削る。

第7条中「保育料」を「幼稚園使用料」に、「、入学料及び入園料」を「及び入学料」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(授業料及び幼稚園使用料の徴収猶予)」に改め、同条中「保育料」を「幼稚園使用料（第4条第1号に定めるものに限る。次条において同じ。）」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「(授業料及び幼稚園使用料の未納者に対する措置)」に改め、

同条中「以下同じ。」を削り、「保育料を第7条」を「幼稚園使用料を第6条」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「(入学料の未納者に対する措置)」に改め、同条中「又は入園料」及び「又は入園許可」を削り、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(幼稚園使用料の減免)

第11条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、幼稚園使用料を減免することができる。

第12条を削る。

第13条中「保育料」を「幼稚園使用料」に、「、入学料及び入園料」を「及び入学料」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立幼稚園の保育料及び入園料については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

幼稚園の使用料に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例 (抄)
使用料

(趣 旨)

第1条 大阪市立学校の授業料、入学検定料及び入学料、大阪市立高等学校における単位制による課程の科目の聴講に係る料金（以下「聴講料」という。）並びに大阪市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料及び入園料の額及び徴収に関しては、法令そ使用料（以下「幼稚園使用料」という。）

の他に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(保育料)

第4条 大阪市立幼稚園の保育料の額は、年額109,200円とする。

(幼稚園使用料)

第4条 幼稚園使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園において教育を受ける場合 1月につき子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に掲げる額
- (2) 幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業を利用する場合
1日につき400円

(入園料)

第6条 大阪市立幼稚園の入園料の額は、5,650円とする。

(納期限)

第7条 授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、教育委員会規則
第6条 幼稚園使用料 及び

で定める日までに納付しなければならない。

(授業料及び保育料 幼稚園使用料 の徴収猶予)

第8条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、授業料及び保育料
第7条 幼稚園使用料（第4条第

の徴収を猶予することができる。

1号に定めるものに限る。次条において同じ。）

(授業料及び保育料 幼稚園使用料 の未納者に対する措置)

第9条 学校長（園長を含む。以下同じ。)は、授業料又は保育料を第7条に規定する納
第8条 幼稚園使用料 第6条

期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止

し、退学させ、又は退園させることができる。

(入学料及び入園料の未納者に対する措置)

第10条 学校長は、入学料又は入園料を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定
第9条

めるところにより、その者の入学許可又は入園許可を行わないことができる。

(授業料の免除)

第11条 省 略

第10条

(幼稚園使用料の減免)

第11条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、幼稚園使用料を減免する
ことができる。

(保育料の減免)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定める
ところにより、保育料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は均等割額のみである世帯に属する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に次のいずれかに掲げる者がいるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるもの

イ 満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある兄又は姉

- (4) 休園する者
- (5) その他教育委員会が特別な事由があると認める者

(還 付)

第13条 既納の授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、還付しな
第12条 幼稚園使用料 及び

い。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(施行の細目)

第14条 省 略

第13条